

1 改正の趣旨

- 納付義務のない被保険者からの国民年金保険料や厚生年金保険料等が納付された場合には、充当すべき未納保険料を除き過誤納保険料として、当該被保険者へ還付することとしている。
ただし、過誤納保険料の還付は還付対象者からの請求に基づいて行われるため、当該者からの請求がなされない場合において、還付に時間を要している。
- これについて、前もって将来の一定期間の国民年金保険料を納付する「前納」を行った被保険者が、前納に係る期間の経過前に被保険者資格を喪失等した場合（以下「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ、還付発生の場合には前納保険料の還付を一定の口座において受けることを希望する旨の申出をしていたときは、当該者が前納保険料の還付の請求をしたものとみなして当該口座に還付することとする国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）の改正を行う予定である。
- これを踏まえ、前納以外の手段により納付された国民年金保険料や厚生年金保険料等の還付手続についても同様の措置を設け、還付対象者の手続き負担を軽減し、還付金の迅速かつ確実な支払を促進するため、所要の改正を行う。
- また、学生納付特例事務法人の指定手続に係る掲示について、インターネットを利用した掲示を原則とするため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省第 12 号。以下「国年則」という。）について、国民年金法施行令第 9 条が改正予定であることを踏まえ、規定の整備を行う。
- 国年則について、前納によらず納付された国民年金保険料の過誤納が発生した場合においても還付発生の場合と同様に過誤納保険料を還付する仕組みを設けるとともに、国年則及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）について、厚生年金保険料の過誤納が発生した場合において過誤納保険料の還付の請求をしたものとみなして口座振替納付に利用している口座へ還付を行うこととするため、所要の改正を行う。
- 国年則について、学生納付特例事務法人の指定の申出に係る必要事項として、インターネットを利用した掲示を行うことを原則としつつ、必要に応じ、インターネットの利用に代えて書面掲示等を行うことを可能とするため、所要の改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

3 根拠条項

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 101 条
国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 110 条

4 施行期日等

公 布 日：令和 4 年 12 月（予定）

施行期日：令和 5 年 1 月 1 日（一部は令和 6 年 1 月 1 日）（予定）